

5 社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会役員等報酬及び旅費規程

令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、金ケ崎町社会福祉協議会定款第10条及び第25条に基づき役員等の報酬及び旅費に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 委員会等の委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬の額及び報酬等の支給の基準)

第3条 役員等の報酬等の額及び報酬等の支給の基準については、別表Aのとおりとし、毎年度の支給総額は、5,729,000円以内とする。

(報酬支給の制限)

第4条 金ケ崎町の一般職員が第2条に定める役員等に就任した場合は、報酬は支給しない。

- 2 金ケ崎町の町長、副町長、議長、副議長及び議員が社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会定款第18条に定める会長及び副会長に就任した場合は、会長及び副会長の月額報酬は支給せず、理事会・評議員会の開催の都度、理事の日額報酬を支給するものとする。

(旅費の支給)

第5条 本会の役員等の旅費は、別表Bのとおりとする。

- 2 特別な理由により前条により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的に通常の経路及び方法により出張した場合の旅程により計算する。ただし、業務上必要又はやむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法で旅行し難しい場合は、実際の経路及び方法により計算する。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類及び金額は、別表Bの種類とする。

(公用車による出張)

第8条 役員等が公用車で出張するときは、第5条の規定に係らず当該公用車を使用した区間の鉄道運賃及び車賃は支給しない。

附 則

この規程は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表A

区 分	報 酬 額	支 給 時 期	支給方法
会長	月額 70,000円	事務局職員の給料の支給日	現金又は 口座振込
副会長	月額 7,000円		
常務理事	月額 300,000円以内		
監事	日額 5,000円	監査の都度	
理事・監事	日額 5,000円	理事会・評議員会の開催の都度	
評議員	日額 3,000円	評議員会の開催の都度	
委員会等の委員	日額 3,000円	会議等の開催の都度	

- 1 会長及び副会長並びに常務理事の支給にあたっては、会長は月5日以上、副会長にあつては月1日以上、常務理事は10日以上の出勤を原則とする。
- 2 常務理事以外の理事が事務局長を兼ねる場合は、この表によらず、別に定めるところにより、給料を支給する。
- 3 報酬等の毎年度支給総額の内訳は、会長840,000円以内、副会長84,000円以内、常務理事3,600,000円以内、理事600,000円以内、監事200,000円以内、評議員225,000円以内及び委員会等の委員180,000円以内とする。

別表B

日当（1日につき）		宿泊料（1日につき）			車賃 （1km につき）	鉄道賃 船賃・ 航空賃
県内	県外	町内	県内	県外		
一関市・奥州市・北上市・花巻市の日当はなしとする						
1,500円	2,000円	7,000円	9,800円	11,000円	40円	実費 旅客運賃

備考 日当及び宿泊料は、東京都及び政令都市滞在中については定額の10分の3に相当する額を加算した額を支給する。

講師・ボランティア等は、旅費実費のみ支給する。